

「子育てるならわがまちで！」こども食堂支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人ひろしまこども夢財団（以下「財団」という。）は、地域ぐるみで子どもと子育てを応援する社会の構築に寄与することを目的として、「子育てるならわがまちで！」を実践し、地域において子どもを対象に食事の提供と居場所づくりを行う「こども食堂」の取組を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象事業)

第2条 当該補助の対象となる事業は、現代の子ども及び子育ての諸課題に対応するため、食事の提供と居場所づくりを行う「子ども食堂」の取組で、次の（1）～（10）に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 広島県内で開催されること。
- (2) 無料又は低料金（子供は1食300円以内）で食事の提供を行うこと。
- (3) 学習支援や遊びの体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと。
- (4) 原則月1回以上、定期的に開催すること。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) 宗教的または政治的活動を行わないこと。
- (7) 公序良俗に反する活動を行わないこと及び反社会的勢力と一切の関係を持たないこと。
- (8) 個人のプライバシー保護に配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。
- (9) 利用者の安全確保のため、管轄保健所との協議を行うこと。
- (10) 子ども食堂の情報（運営主体、会場名称（住所）、開催日等）を財団運営のホームページ「イクちゃん子ども食堂ネットワーク（<https://ikuchan-shokudou.tamemap.net/>）」の「子ども食堂一覧」に掲載すること。また、子ども食堂の開催情報を開催日までに同ホームページに投稿すること。

(補助金の算出方法)

第3条 別表に掲げる対象となる経費を合計した実支出額と別表に掲げる補助金額の上限額とを比較し、その少ない方の額と、さらに総活動費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額を補助金の額とする。ただし、財団が別途定める日までに予算額を超える申請があった場合は、予算内で調整を行う。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、交付申請書（別記様式第1号）を財団が別途定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 財団は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じてヒアリングを行い、財団の役員を委員とする審査委員会においてその内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定する。

2 審査の結果、補助金を交付することが適當であると認められた団体等には、交付決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

(申請の取り下げ)

第6条 第5条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた団体等（以下「補助金交付団体等」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定に不服があるときは、申請の取下げをすることができるものとする。申請の取下げをすることができる期間は、通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(補助金の交付条件等)

第7条 事業を中止する場合、又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに財団に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、概算払により交付するものとし、補助金交付団体等は補助金概算払請求書（別記様式第3号）を別途財団の定める日までに提出しなければならない。

2 財団は、前項の規定により補助金概算払請求書を受理したときは、速やかに補助金交付団体等に助成金を交付する。

(実績報告)

第9条 補助金交付団体等は、別途財団が定める日までに、実績報告書（別記様式第4号）を財団に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 財団は前条による実績報告書を受理したときは、必要に応じて実施調査を行う等、速やかに審査し、補助金の額を確定するとともに、補助金交付額確定通知書（別記様式第5号）により補助金交付団体等に通知するものとする。

2 財団は、前項の補助金の確定を行った結果、超過交付となっている補助金交付団体等は、財団が指定する日までに超過交付額を返還しなければならない。

(報告の請求等)

第11条 財団は、補助金交付団体等に対し、補助金の交付に必要と認める事項の報告を求めることができる。

2 財団は、団体等に対し、当該事業について必要と認められる事項の調査及び指導を実施することができる。

(帳簿等の保存期間)

第12条 当該事業に関する帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該助成活動の完了した日から起算して5年を経過した日の属する本財団の会計年度の末日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に財団が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

対象となる経費	食材費、消耗品費、備品購入費、工事請負費、光熱水費、会場使用料、手数料、通信費、交通費、人件費、保険料
助成金額	1団体につき、8万円を上限額とする。 なお、前年度の子どもの月平均参加人数※が21人以上となる場合は、18万円を上限に、子どもの月平均参加人数が10名増える毎に1万円を加算することができる。 ※月平均参加人数とは、延人数とする。前年度実績がない場合は、参加予定人数とする。

令和 年度「子育てするならわがまちで！」こども食堂支援事業補助金
交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしまこども夢財団
理 事 長 藤 原 久 美 子 様

団体名

住所

代表者氏名

令和 年度「子育てするならわがまちで！」こども食堂支援事業補助金の交付を受けたい
ので、次のとおり申請します。

1 補助対象経費

円

2 交付申請額

円

3 添付書類

- 事業計画書（別記様式第1号・別紙1）
- 収支予算書（別記様式第1号・別紙2）
- 誓約書（別記様式第1号・別紙3）
- 団体規約（会則等）
- 団体の活動内容を記載したチラシ等（既に活動している団体のみ）

「子育てるならわがまちで！」こども食堂支援事業
事業計画書

1 運営者

団体名		代表者名	
団体住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

2 運営するこども食堂の概要

名称	
開催場所	
開催日・時間	
対象者	
利用料金	
想定利用者数（1回あたり）	子ども（　　）人、大人（　　）人
運営責任者	
運営スタッフ人数	

3 前年度の子どもの月平均参加人数

人	⇒	補助上限額	円
---	---	-------	---

※月平均参加人数とは、延人数とする。前年度実績がない場合は、参加予定人数とする。

算出例：5月～翌年3月の11か月間、毎月2回こども食堂を開催。

子どもの参加者が5～6月は各回20人、7～3月は各回18人だった場合…

$(20+20\text{人}) \times 2\text{月} + (18+18\text{人}) \times 9\text{月} = 404\text{人} \div 11 = 36.727\cdots\text{人}$ （小数点以下四捨五入）

月平均参加者は、37人となるため、補助上限額は10万円となる。

子ども参加人数	上限額	子ども参加人数	上限額	子ども参加人数	上限額
1～20人	8万円	51～60人	12万円	91～100人	16万円
21～30人	9万円	61～70人	13万円	101～110人	17万円
31～40人	10万円	71～80人	14万円	111人以上	18万円
41～50人	11万円	81～90人	15万円		

4 運営方針

(1) 目的

(2) 食材の確保

(3) ボランティアの確保

(4) 情報発信（Webサイト「イクちゃん子ども食堂ネットワーク」への情報掲載は必須）

(5) 安全確保（管轄保健所との協議結果は必須）

(6) 居場所づくり（学習支援、遊びなどの活動）

「子育てるならわがまちで！」こども食堂支援事業
収支予算書

1 前年度の子どもの月平均参加人数（別紙1の3を転記）

人	⇒	補助上限額	円
---	---	-------	---

2 収入

(単位：円)

費目	金額	内訳
寄附金		
参加費		
夢財団補助金		※補助上限額を越えないこと
その他の団体からの助成金		
自己資金		
合計		

3 支出

(単位：円)

費目	金額	内訳
食材費		
消耗品費		
備品購入費		
工事請負費		
光熱水費		
会場使用料		
手数料		
通信費		
交通費		
人件費		
保険料		
合計		

※収入と支出の合計額は、同額としてください。

誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしまこども夢財団
理 事 長 藤 原 久 美 子 様

団 体 名

住 所

代表者氏名

印

私は、令和 年度「子育てるならわがまちで！」こども食堂支援事業補助金の交付を受けるに当たり、以下の事項を遵守することをここに誓約します。

- 1 利用者及び運営スタッフの安全確保に十分に注意を払うこと
- 2 利用者のプライバシー保護及び個人情報の取扱に注意し、事業以外への利用や本人の承諾なく第三者への提供を行わないこと
- 3 宗教的または政治的活動を行わないこと
- 4 公序良俗に反する活動を行わないこと及び反社会的勢力と一切の関係を持たないこと
- 5 補助事業において生じたいかなる事故、事件等について、公益財団法人ひろしまこども夢財団に対し一切の責任を問わないこと

令和 年度「子育てするならわがまちで！」こども食堂支援事業補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日

様

公益財団法人ひろしまこども夢財団
理 事 長 藤 原 久 美 子
〒730-8511 広島市中区基町10-52
[広島県庁本館5階]

令和 年 月 日付けで交付申請のあったこの補助金について、次のとおり交付を決定します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助対象となる経費を支出した場合、証拠書類として領収書、レシート等を事業終了後5年間保管する。
- (3) 補助事業を中止する場合は、速やかに届出を行うものとする。
- (4) 募集要領「10 実績報告及び補助金の精算」のとおり実績報告及び精算を行うものとする。

請求書

公益財団法人ひろしまこども夢財団
理事長 藤原久美子様

団体名

住所

代表者氏名

令和 年度「子育てるならわがまちで！」こども食堂支援事業補助金について、
下記のとおり請求します。

記

1 請求額（交付決定額） 金_____円

2 振込先金融機関

金融機関名	
店舗名	
預金種別	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

令和 年度「子育てするならわがまちで！」こども食堂支援事業補助金
実績報告書

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしまこども夢財団
理 事 長 藤 原 久 美 子 様

団体名

住所

代表者氏名

令和 年度こども食堂支援事業の実績を、次のとおり報告します。

1 補助対象経費実績額

円

2 添付書類

- 事業実施状況報告書（別記様式第4号・別紙1）
- 収支決算書（別記様式第4号・別紙2）
- 出納簿
- 支出の証拠となる領収書又は写し

「子育てるならわがまちで！」こども食堂支援事業
実施状況報告書

団体名 _____

開催日	開催時間	会場	利用者数（人） ※スタッフは除く		居場所づくりの内容
月 日 ()	: ~ :		子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		
			子ども		
			大人		

「子育てするならわがまちで！」こども食堂開設・運営事業
収支決算書

1 収入

(単位：円)

費目	金額	内訳
寄附金		
売上金		
夢財団補助金		※交付決定額を越えないこと
その他の団体からの助成金		
自己資金		
合計		

2 支出

(単位：円)

費目	金額	内訳
食材費		
消耗品費		
備品購入費		
工事請負費		
光熱水費		
会場使用料		
手数料		
通信費		
交通費		
人件費		
保険料		
合計		

令和 年度「子育てするならわがまちで！」こども食堂支援事業補助金
確 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益財団法人ひろしまこども夢財団
理 事 長 藤 原 久 美 子
〒730-8511 広島市中区基町10-52
[広島県庁本館5階]

令和 年 月 日付けて実績報告のあったこの補助金について、次のとおり補助金額を確定します。

1 交付決定額 円

2 確 定 額 円

3 超過交付額 円

4 超過交付額の返納

超過交付額がある場合は、令和 年 月 日までに、財団が指定する口座に返納すること。